令和2年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果について

令和3年7月21日(水) 鹿児島県環境林務部環境保全課 大気係 099-286-2627

大気汚染防止法第22条第1項に基づく有害大気汚染物質(21物質)に係るモニタリング調査結果については、次のとおりである。

県内4地点で調査した結果、環境基準が設定されている4物質全てで環境基準を 達成した。

1 調査の内容

(1) 対象物質

区 分	物質名
環境基準設定物質	ベンゼン、トリクロロエチレン、
(4物質)	テトラクロロエチレン、ジクロロメタン
指針値設定物質	アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、
(11物質)	クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、
	水銀及びその化合物、ニッケル化合物、
	ヒ素及びその化合物, 1,3-ブタジエン,
	マンガン及びその化合物,アセトアルデヒ
	ド、塩化メチル
その他の有害大気汚染物質	クロム及びその化合物,酸化エチレン,
(6物質)	トルエン、ベリリウム及びその化合物、
	ベンゾ[a]ピレン, ホルムアルデヒド,

(2) 調査地点数及び調査回数

測	定:	也 点		測 定 回 数
全国標準監視地点				年6回(麒馷)
4 地点(鹿児島	市,鹿屋市	,薩摩川内市	霧島市)	年2回(覻錦以外)

(3) 実施機関

鹿児島県, 鹿児島市

2 調査結果の概要

(1) 環境基準が設定されている4物質全てで環境基準を達成した(表1)。

表 1 環境基準設定物質の調査結果 (単位:µg/m³)

物 質 名	年平均値の範囲	環 境 基 準
ベンゼン	0.67 ~ 1.6	3 以下
トリクロロエチレン	0.002 ~ 0.004	130 以下
テトラクロロエチレン	0.0036 ~ 0.024	200 以下
ジクロロメタン	0.59 ~ 1.5	150 以下

(2) 指針値が設定されている11物質については、全て指針値以下であった(表2)。

表 2 指針値設定物質の調査結果

物質名	単位	年平均値の範囲	指 針 値
アクリロニトリル	$\mu \mathrm{g}/\mathrm{m}^{\mathrm{s}}$	0.001 ~ 0.0013	2 以下
アセトアルデヒド	$\mu \mathrm{g}/\mathrm{m}^3$	1.2 ~ 1.6	120 以下
塩化メチル	$\mu \mathrm{g}/\mathrm{m}^3$	1.3 ~ 1.6	94 以下
塩化ビニルモノマー	<i>μ</i> g/ m³	0.0015 ~ 0.0032	10 以下
クロロホルム	<i>μ</i> g/ mឺ	0. 13 ~ 0. 38	18 以下
1,2-ジクロロエタン	<i>μ</i> g/ mឺ	0.16 ~ 0.59	1.6 以下
水銀及びその化合物	$ngHg/m^{\!3}$	1.3 ~ 1.6	40 以下
ニッケル化合物	$ngNi/m^{\!\!\!i}$	1. 2 ~ 3. 1	25 以下
ヒ素及びその化合物	ngAs/m³	0.53 ~ 1.6	6 以下
1,3-ブタジェン	<i>μ</i> g/ mឺ	0.012 ~ 0.13	2.5 以下
マンガン及びその化合物	ngMn/m³	3. 5 ~ 35. 0	140 以下

(3) 環境基準等が設定されていない6物質については、令和元年度の全国の年平均値 と比較して、同程度又はそれ以下であった(表3)。

表3 その他の有害大気汚染物質の調査結果

物質名	単位	年平均値の範囲	令和元年度の全国の状況	
170 貝 10	単位	十十均但 07轮团	年平均値	年平均値の範囲
クロム及びその化合物	ng/ m³	1.2 ~ 4.2	4. 0	0.077 ~ 45
酸化エチレン	<i>µ</i> g/ m³	0.082 ~ 0.1	0. 070	0.013 ~ 0.33
トルェン	<i>µ</i> g/ m³	2.1 ~ 14.0	6. 0	0.19 ~ 170
ベリリウム及びその化合物	ng/m³	0.0047~ 0.0053	0. 016	0.0016 ~ 0.060
ベンゾ[a]ピレン	ng/m³	0.036 ~ 0.09	0. 15	0.0085 ~ 2.0
ホルムアルデヒド	<i>µ</i> g/ ㎡	1.5 ~ 2.0	2. 5	0.88 ~ 11